

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和8年5月29日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市舞川字三番谷起	519番7	畑	18㎡	18.00㎡	18.00㎡ (別図に緑色で表示する部分)	畑	土地を使用しようとする方法及び期間（長期使用） 1 方法 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する遊水地として使用する。 （1）遊水地として使用することによる浸水及び冠水の認容 （2）遊水地としての機能の保全の妨げとなる工作物の設置及び掘削、盛土又は切土その他土地の形状変更行為を禁止 2 期間 明渡しの期限の翌日から小堤等の河川管理施設が存続する間まで

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和8年5月19日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。